永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則を次のように公布する。

令和４年11月21日

福井県吉田郡永平寺町長　河　合　永　充

永平寺町規則第22号

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和４年永平寺町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の申請）

第２条　条例第５条に規定する申請書は、固定資産税課税免除申請書（様式第１号）によるものとする。

（課税免除可否決定の通知）

第３条　町長は、当該課税免除の可否を決定した場合は、固定資産税課税免除可否決定通知書（様式第２号）により当該課税免除を受ける者にその旨を通知するものとする。

（課税免除の承継）

第４条　条例第４条に規定する承継の届出は、固定資産税課税免除承継届（様式第３号）によるものとする。

（課税免除の取消し）

第５条　町長は、条例第６条に規定する固定資産税の課税免除を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書（様式第４号）により当該課税免除者に通知するものとする。

（その他）

第６条　この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

永平寺町長　様

申請者　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

個人番号又は法人番号

電　話　番　号

固定資産税課税免除申請書

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第５条の規定により、次のとおり申請します。

１．業所の概要等

適用申請年度	令和　　年度	地区	上志比地区
事業所の所在地			
事業所の名称			
業　　種	□製造業　□情報サービス業等 □農林水産物等販売業　□旅館業（下宿営業を除く）		
資本金又は出資金の額	万円	決算期（法人の場合）	月
家屋の建設着工日	年　　月　　日		
事業の用に供した日	年　　月　　日		
設備投資規模	家屋及びその附属設備、機械及び装置の取得価額合計額 円		

２．税免除を受けようとする固定資産

	所在地	地番	地目	登記地積(㎡) 対象地積(㎡)	取得年月日
土地					
	計				

※　対象地積は、対象家屋の垂直投影分を記載

	所　在　地 (家屋番号)	種類	構造	延床面積(㎡) 対象面積(㎡)	取得年月日	取得価額(円)
家 屋						
	計					

	資 産 の 名 称	数量	耐用年数	取得年月	取得価額(円)
償却資産（機械及び装置）					
	計				

添付書類

（1）登記簿抄本（又は履歴事項全部証明書）

（2）所得税青色決算申告書（個人の場合）又は法人税法施行規則別表１６表（法人の場合）

（3）償却資産申告書又は固定資産台帳

（4）家屋の平面図（設備平面図を含む）、償却資産の配置図、敷地である土地における家屋の配置が分かる図面

（5）土地売買契約書、工事請負契約書、登記事項証明書

（6）その他必要と認める書類（適用事業の用に供した日を明らかにする書類等）

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

永平寺町長　　印

固定資産税課税免除可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度分の課税免除について、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第３条の規定により決定したので、下記のとおり通知します。

記

１．課税免除の決定又は却下の区分

決定　・　却下

２．課税免除の対象となる物件

（1）土地・家屋

区分	所在地	地目又は構造	適用地積又は面積（㎡）

（2）償却資産

機械及び装置の名称	数量	取得年	取得価格	耐用年数

３．却下の理由

様式第３号(第４条関係)

年　　月　　日

永平寺町長　様

承継者 住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電　話　番　号

事業承継届出書

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第４条の規定により、次のとおり承継をしたので届け出ます。

記

対象事業	課税免除決定通知番号	号（　　年　　月　　日付け）
	事業所の名称	
被承継者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
承継の年月日	年　　月　　日	
承継自由		

添付書類

（１）事業承継に関する事実を証明する書類

（２）固定資産税課税免除可否決定通知書の写し

（３）その他必要と認める書類

様式第４号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

永平寺町長　　印

固定資産税課税免除取消通知書

　　年　　月　　日付け第　　号で決定した　　年度分の固定資産税の課税免除について、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第６条の規定により、（全部・一部）を取り消したので通知します。

年度	課税免除額	免除を取消 した税額	差引不足税額	摘要
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
（取消しの理由）				

備考　この取消処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して三ヶ月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、町長に審査請求をすることができます。